

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 66 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

中小企業向け DIP 型再生手続の導入

オーストラリア連邦政府は、2021 年 1 月 1 日より、倒産法を改正し、中小企業の再生を目的とした、新たな DIP 型（debtor-in-possession）再生手続を導入することを発表しました。

現在、新型コロナウイルスによって影響を受けた会社を救済するための一時的な倒産法の改正が施行されていますが、同救済措置が終了（2020 年 12 月 31 日予定）すると、倒産手続に入る会社が続出することが予想されます。現行の再生手続は、迅速さ、簡易さ、費用の観点から、小規模な会社の再生には不向きでしたが、この度、より迅速で簡易な債務者主導の再生手続が導入されることとなります。

この新たな再生手続は、負債総額 100 万豪ドル未満の企業が利用でき、独立した小規模再生委員を選任して再生計画を作成し、債権者の承認を得ることとなります。取締役が再生手続中も経営に携わるという点で、現行の倒産・再生法制の仕組みを抜本的に変える画期的なものと言えますが、現時点では新制度の枠組みが発表された段階であり、詳細は今後の発表を待つこととなります。負債総額 100 万豪ドル未満という基準の妥当性や再生委員の資格など、すでに多くの論点が指摘されており、今後の動向が注目されます。

本稿では、本改正の概要と実務上の留意点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。



その他の注目のトピック

QRコードによる個人情報の取得（プライバシー法）

新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するためには、感染者の接触者を追跡することが重要であることから、最近では、飲食店や建物にチェックインする際に、個人情報の記載を求められる場面が多くなりました。特に、QRコードの読み取りから個人情報を入力する方法は、簡易かつ接触なく情報収集できるため、多くの店舗で利用されています。しかし、収集する情報には個人情報が含まれるため、コロナ対策といえど、プライバシー法に違反しない方法で情報の収集・管理・利用を行う必要があります。

本稿では、QRコードを利用する場合における、プライバシー法遵守の観点から留意すべき点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

QLD州商業テナント救済措置の一部延長（不動産法）

新型コロナウイルスによって影響を受けた商業テナントを救済するため、各州で、臨時的救済措置（貸主と借主の間で条件見直しを義務付け、賃料の一部繰り延べ又は免除を行う等）を講じていますが、クイーンズランド州では、救済措置の内容を一部変更して、2020年12月31日まで継続することを発表しました。本措置の対象となるテナントの要件を加重し、かつ、救済の対象となる場合でも、賃料の免除は義務付けられず、借主は賃料の繰り延べのみ求めることができます。

本稿では本措置の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ASICによる権限行使状況のアップデート（会社一般）

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、2020年上半期に行った権限行使（enforcement）の概要に関する報告書のアップデート版を発表しました。同報告書では、ASICは、新型コロナウイルスの感染拡大は、オーストラリアの金融システムに甚大な影響を与えており、影響を受けていない会社はほとんどないことを認識しているが、同状況下においても、引き続き権限行使手続を進めていくことが重要であると指摘しています。

本稿では本報告書の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

広告の誤導的表示の該当性に関する判断基準（消費者法）

オーストラリア連邦裁判所は近時、通信会社が行った広告表示に関して、その広告が対象としている「通常の合理的な消費者」にとって誤導的であるかどうかを判断基準として採用した上で、その広告は消費者法違反ではないという判断を下しました。また、広告の内容は、表現全体から解釈されるべきであり、特定の文言のみを切り出して判断すべきではないことを示唆しています。

本稿では本判決の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

NSW 州環境関連法の訴追ガイドラインの更新（環境法）

ニューサウスウェールズ州環境保護庁（NSW EPA）は、同庁が管轄する環境関連法に基づく法的手続を開始する場合に考慮する事項を定めた、訴追ガイドラインの更新版を公表しました。今回のガイドラインでは、考慮すべき事項として、人体の健康の害悪の可能性や平穏な生活の阻害など、新たに6つのファクターが追加されています。

本稿では本ガイドラインの概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オンラインセミナー開催のご報告

2020年10月20日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント）」をテーマにしたオンラインセミナーを、日本貿易振興機構（ジェトロ）シドニー事務所との共催で開催しました。加納弁護士と山浦弁護士が、改正案第2段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認に要件緩和、手数料体系の改正等について解説しました。

今回の第2段の公表により、外国投資規制の変更の枠組みの全容が明らかになりましたが、今後の議論を経て、最終的な法律になる前に、修正が加えられる可能性がある点にご留意ください。弊所のオンラインセミナーに対するご意見・ご感想等ございましたら、いつでもジャパン・プラクティス・グループのメンバーにお知らせ下さい。

本オンラインセミナーの録画は、こちらの[ウェブページ](#)の「オンラインセミナー」のタブからご覧いただけます。また、講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

今後のセミナー等の予定

豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

最近行われたセミナーのご報告

外国投資規制の変更（2020年8月25日、2020年9月17日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジェットロ・シドニー事務所主催の「ジェットロウェビナー：外資投資規制：改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020年5月29日、オンライン）

加納弁護士が、2020年5月29日に、「COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

最近の出版物等

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



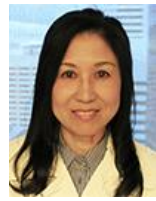
シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
(日本に出向中)



ロークラーク 高木大輔
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com